

仕 様 書

1 業務の名称

令和7年度海づくり大会レガシー継承によるロゴマーク等を活用した水産物消費拡大業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務の目的

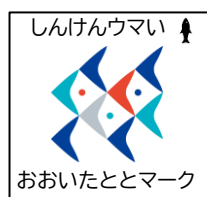
生鮮魚介の購入量は年変動があるものの減少傾向にあり、家庭内での消費拡大のためには量販店・鮮魚店での販売促進が必要である。大分県では、毎月第4金曜日を「おおいた県産魚の日」と定め、県内の水産業界が一体となってPR活動等を行っている。令和6年に開催された第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～を機に県産魚への関心が高まったこの機を逃さず、大会の公式ロゴマークを新たなデザインにして県産魚のシンボルとし、それを活用した県内量販店及び鮮魚店において消費者の購買意欲が高まるよう、「県産水産物購入者を対象にしたプレゼントキャンペーン」を実施し、ロゴマークの認知度向上と県産水産物の消費拡大および「おおいた県産魚の日」のより一層の認知度向上を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、大分県農林水産部漁業管理課（以下、大分県）と協議の上、実施すること。

（1）ロゴマークデザインの制作

- ① 第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～の公式ロゴマークを元にした、県産魚の消費拡大のシンボルとなる新たなロゴマークデザインを制作すること。なお、シンボルマークのデザインは変えずに、名称は「おおいたととマーク」とキャッチフレーズ「しんけんウマイ[▲]」とし、シンボルマークと一体となったロゴマークを作成すること。（※ [▲]は「!」をイメージしたデザインとすること）



※イメージ

- ② ロゴマークはシールなどの広報物への活用を想定したデザインとすること。
- ③ 恒常的に使用できる、効果的な広報物のデザイン案を複数制作すること。

(2) ロゴマークのお披露目式の実施

- ① (1) で制作したロゴマークのお披露目式を(3) で実施するプレゼントキャンペーンのキックオフイベントとして企画・運営すること。
- ② ロゴマークの認知度向上・キャンペーンの広報に繋がるように、集客力の高い内容とすること。
- ③ お披露目式に必要な資材・会場の手配や、当日の設営・撤去作業は受託者が実施し、その設営費や人件費等も含めること。

(3) 県産水産物の購入者を対象にしたプレゼントキャンペーンの実施

- ① 「おおいた県産魚の日」に協力する県内量販店（約120店舗を想定）・鮮魚店（約10店舗を想定）と連携して、消費者が県産魚を選んで買うきっかけとなるプレゼントキャンペーンを令和7年9月～12月の間に企画し実施すること。なお、量販店や鮮魚店などへのキャンペーン参加や必要な資材の手配等の連絡調整は受託者が行うこと。
- ② (1) で制作したロゴマークを活用し、広報物等を制作することにより、キャンペーンに併せてロゴマークおよび「おおいた県産魚の日」の認知度向上に努めること。
- ③ 応募用ホームページまたはランディングページを制作、整備、公開し運用すること
- ④ プレゼントの手配、発送は受託者が行うこと。
- ⑤ キャンペーン広報については、ポスター、チラシ等で案内が可能な状態にし、量販店・鮮魚店の対応が煩雑にならないようにすること。
- ⑥ キャンペーン開催に合わせて速やかに運営事務局を設置し、参加店舗やお客様からの問い合わせに対応すること。運営においては参加店舗やキャンペーン応募希望者に問い合わせ先が分かるよう⑥のツールを用いて運営事務局の連絡先を明示し、各問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応すること。
- ⑦ プレゼント企画の応募者を対象としたアンケート調査等の実施により「おおいた県産魚の日」やロゴマークの認知度向上等に関する効果を分析すること。
- ⑧ 景品表示法やその他法令に抵触しないように留意すること。

(3) 広報・その他

- ① キャンペーンの参加人数増加のために、適切なツールを使用して情報発信を行うこと。また、効果分析も行うこと。
- ② キャンペーンの広報と合わせて、「おおいた県産魚の日」の認知度向上にも努めること。
- ③ その他、予算内で目的を達成するために必要な企画があれば提案すること。

(4) 運営体制及び進捗管理

- ① 業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速

やかに対応すること。

- ② 契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成すること。以降、その進捗について適切に管理すること。
- ③ 各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施の変更等について定期的に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

※注意事項

- ・ロゴマーク、広告物、その他デザインについては、受託者から大分県に無償譲渡するものとし、著作権は大分県に帰属するものとする。使用にあたっては、大分県が無償で永続的に使用できるものとする。

5 成果物の提出

- (1) 委託業務完了通知書並びに委託業務実績報告書 紙媒体 1 部及び DVD-ROM 1 枚
 - (2) 本業務において撮影した画像や制作したデザイン等データ DVD-ROM 1 枚
- なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱は、次のとおりとする。
- ① 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を、第 13 条第 2 項の規定による引渡しと同時に漁業管理課に無償で譲渡するものとする。
 - ② 県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
 - ③ 受託者は、漁業管理課の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う

7 その他業務実施上の条件

- ① 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ② 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- ③ 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は県に帰属することとする。
- ④ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ⑤ 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

- ⑥ 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。